令和７年（ワ）第６７６７号　損害賠償請求事件
原告　　松本亜土　他１名
被告　　大阪府

原告第２準備書面

２０２６年５月２７日

大阪地方裁判所　第２４民事部　合議２係ホ　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　高　山　巌
同　川　﨑　真　陽
同　千々和　章　代
同　津　金　貴　康
同　湯　浅　彩　香
原告Ａ訴訟代理人弁護士　松　本　亜　土



本書面は、被告の令和７年１２月８日付け準備書面(1)のうち、残された認否と反論、令和８年３月３１日付け準備書面(2)について反論をする。

目次

第１　被収容者処遇法１８７条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の判断基準について....3
１　被告の主張 3
２　原告らの反論 3
(1)　最高裁昭和５８年判決の判断基準について 3
(2)　本件では、最高裁昭和５８年判決よりも厳格な判断基準が使われるべきであることについて 4
３　本件において侵害されている人権に関する主張の補充 5

(1) 黙秘権（憲法３８条１項、刑事訴訟法１９８条２項、自由権規約１４条３項ｇ）に対する侵害（原告Ａの権利侵害）.....5
(2) 弁護人の援助を受ける権利（憲法３４条前段、刑事訴訟法３９条１項、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）の侵害（原告Ａの権利侵害）、及び自己弁護権（憲法３１条、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）に対する侵害（原告Ａの権利侵害）.....7
(3) 弁護人の弁護権（憲法３４条前段、刑事訴訟法３９条１項、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）に対する侵害（原告松本の権利侵害）.....7
(4) 上記防御権に密接に関連する表現の自由の侵害.....8
(5) 小括.....8
第２ 本件Ｔシャツの留置施設内での着用を認めても「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」は具体的には認められなかったこと.....9
１ 留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がなかったこと.....9
２ 留置施設の規律及び秩序を維持するための有効な防止措置を執ることが現実的に困難であったとはいえないこと.....15
３ 障害発生の相当の蓋然性があるとする判断に合理的根拠がなく、また、本件Ｔシャツの取上げという方法を選択した判断にも合理性がないこと.....17
(1) 障害発生の相当の蓋然性があるとする判断に合理的根拠がないこと.....17
(2) 原告Ａから本件Ｔシャツの取上げという方法を選択した判断に合理性もないこと.....18
第３ 答弁書第３の３(5)「本件Ｔシャツの対応検討結果」に対する認否及び反論.....18
１ 認否.....18
２ 否認の理由.....18
第４ 本件Ｔシャツを取調室での着用が可能であるとの判断をしたのであれば、原告らにそれを告知しなかったことが違法であること.....21

第５　被告の違法行為により、原告Ａが本件Ｔシャツを利用できなくなり、原告らの権利利益が侵害されたこと……23
第６　求釈明……24

第１　被収容者処遇法１８７条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の判断基準について

１　被告の主張

被告は、最高裁昭和５８年判決を引用したうえで、「例えば、留置業務管理者が留置施設の規律及び秩序の維持の観点から合理的な根拠がなく、漫然と物品の使用を制限する判断をしたと認め得るような場合にはじめて、留置業務管理者の裁量権を逸脱・濫用していると認められるものである」と主張する（被告準備書面(1)４頁）。

そのうえで、「自弁の物品の使用が『留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合』(刑収法１８７条）に当たり、刑収法１９４条２項にいう『この法律により被留置者が使用・摂取することができるもの以外のもの』として領置した場合に国賠法１条１項の違法と評価されるのは、具体的事情の下で、当該物品の使用を許せば、合理的な根拠に基づき、刑収法２１１条２項各号に列記された遵守事項が遵守されている状態を維持できなくなるおそれがあり、その防止措置を執ることが現実的に困難な場合に当たるとした留置業務管理者の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合と考えられる。」と主張する（被告準備書面(1)７～８頁）。

２　原告らの反論

(1)　最高裁昭和５８年判決の判断基準について

最高裁昭和５８年判決は、未決拘禁者の閲読の自由に関する判例である。この判例の最も重要な判示は、未決拘禁者の閲読の自由が、監獄の規律と秩序維持のために必要かつ合理的な範囲で制限される場合の判断基準を示した点にある。ところが、被告は、その最も重

要な判断基準を敢えて引用していない。訴状の第６の２(2)（訴状２４頁）にも引用した当該判断基準部分を再掲する。

「制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」

この判例で最も重要なのは、未決拘禁者に認められる自由を制限する場合には、①監獄内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が認められることが必要であり、かつ、②制限の程度も、障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲に留まらなければならないとされている点である。

最高裁昭和５８年判決は、その必要性及び程度の有無について監獄の長の合理的な根拠と合理的な判断に委ねられるとしたものの、監獄の長の判断基準は上記①および②が中心とならなければならない。昭和５８年判決後に監獄法は廃止され、新たに被収容者処遇法が制定されているが、被収容者処遇法は、昭和５８年大法廷判決の判断基準を取り入れたものであるから、被収容者処遇法の文言解釈においても、最高裁昭和５８年判決の基準が踏襲されることになる。

被告が主張する「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」も、抽象的な可能性では足りず、留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が必要であり、かつ、留置業務管理者の措置は、障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲でなければならない（被収容者処遇法２１０条２項も参照）。

被告の主張は、この判断基準を緩めているようにも思われる。

(2)　本件では、最高裁昭和５８年判決よりも厳格な判断基準が使われ

るべきであることについて

未決拘禁者は、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるが、刑事収容施設内の規律及び秩序のために、必要やむをえない範囲でその自由が制限される場合がある。とはいえ、昭和５８年最高裁判決が示したとおり、「未決拘禁者の身体的自由以外の自由に対する制限が防御権との関係で制約されることもあり得る」として、自由の制限にも制約があることが前提とされている。

その後の裁判例でも、防御権に関わる権利の制限の場合にはより厳しい判断基準がとられることが繰り返し認められている（名古屋高判昭和６０年３月２７日判タ５８０号６１頁、横浜地判令和５年３月３日判時２５９３号７３頁、大阪地判令和５年４月２０日判タ１５２５号１２７頁、大阪高判令和５年１１月１０日Ｄ１－Ｌａｗ．ｃｏｍ判例体系２８３１３７５１〔上記大阪地判の控訴審〕など）。

被収容者処遇法３１条も、未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならないことを定めている。

未決拘禁者の防御権に関わる権利を制限する場合には、最高裁昭和５８年判決にもかかわらず、刑事収容施設内の規律及び秩序の維持、管理運営上の支障のより高度の具体性、蓋然性が必要とされ、その制限の程度も極めて限定的に解されなければならない。

本件の場合には、訴状で主張したとおり、本件Ｔシャツの没収は、黙秘権、弁護人の援助を受ける権利、弁護権等の防御権に関わる権利及びこれらに密接に関連した表現の自由の侵害に該当する。そのため、本件Ｔシャツの没収の違法性については、最高裁昭和５８年判決よりも、よりいっそう厳格な基準が適用されるべきである。

３　本件において侵害されている人権に関する主張の補充

(1)　黙秘権（憲法３８条１項、刑事訴訟法１９８条２項、自由権規約１４条３項ｇ）に対する侵害（原告Ａの権利侵害）

本件Ｔシャツは、取調室内で着用することによって、取調官に対して取調べを拒否する旨の意思表示を明確に与え続け、黙秘権行使を容易にするものであるから、そのＴシャツの着用を妨げることは、

黙秘権を侵害するものである（訴状１５頁）。

この点について被告は、原告Ａの取調べにおいて、「あなたには言いたくないことは言わなくていい供述拒否権がある」などと説明したことから、取調官が黙秘権に「配慮」しているなどと主張する（被告準備書面(1)１３頁）。

しかしながら、取調官は原告Ａが黙秘権を行使する意思を明らかにしたにもかかわらず、延々と自白を強要している（原告第１準備書面６頁）。およそ、黙秘権に配慮しているなどとはいえない。

また、被告は、本件Ｔシャツを着用せずとも原告Ａが黙秘権を行使できたのだから黙秘権行使が阻害されたとは認められないなどとも主張する（被告人準備書面(1)１３頁）。

しかし、本件Ｔシャツを原告Ａが着用できていれば、原告Ａは、より容易に黙秘権行使の意思表示ができたはずである。原告Ａは、本件Ｔシャツを取り上げられたため、その後の取調べにおいて、黙秘を貫徹できなかった。原告Ａの黙秘権行使を原告Ａの尽力のみにかからしめる結果をもたらしたことを踏まえれば、本件Ｔシャツの没収は、原告Ａの黙秘権を侵害したものである。

加えて、被疑者が取調室にひとたび入れば、本件と同じように、「説得」と称して長々と自白の強要が行われる我が国の取調べの実態を考えれば、そもそも包括的に取調べを拒否し、居室内にとどまることも、憲法で保障された黙秘権行使の１つの態様に含まれると解するべきである。居室内で本件Ｔシャツを着用し続けることは、居室内にとどまることによって取調べを拒否することを勇気づけるものであるから、留置施設内で本件Ｔシャツを着用することも、黙秘権の保障が及ぶものと考えるべきである。留置施設内での本件Ｔシャツの着用を禁ずることは、黙秘権を侵害する。２０２４年１２月１１日に留置施設内にいた原告Ａが取調べを拒否する旨を申し出たにもかかわらず、羽曳野署留置管理課員から有形力の行使を示唆されたことで屈服し、検察庁に意に反して連行されたうえで取調べを受けさせられ、強要に屈して供述を余儀なくされたことからも、黙秘権行使のために取調べ自体を拒否することが被疑者にとって必

要な防御態様であることは明らかである。

なお、被告は、原告Ａ自身が本件Ｔシャツの着用を要望しなかったと主張する（被告準備書面(1)１２頁、１３頁）。しかし、既に述べたように、原告Ａは、弁護人を通じて、２０２４年１２月１２日に、本件Ｔシャツを返還して着用させるよう申し出ているだけでなく、同月２０日にも取調室内で着用を認めてほしい旨申し出ている。弁護人は被疑者の防御のために活動しているのであって、弁護人の申し出は被疑者の申し出と同様に扱われるべきであって、被告の主張は誤っている。

(2) 弁護人の援助を受ける権利（憲法３４条前段、刑事訴訟法３９条１項、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）の侵害（原告Ａの権利侵害）、及び自己弁護権（憲法３１条、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）に対する侵害（原告Ａの権利侵害）

被疑者は弁護人の援助を受ける権利を有しており、本件Ｔシャツはまさに弁護人の援助活動そのものである（訴状１９頁）。また、被疑者は自己弁護権を有しており、本件Ｔシャツの着用は自己弁護権行使の一態様である（訴状２１頁）。

被告は、自弁の物品の使用について、被収容者処遇法の規定により制限を受ける旨主張する（被告準備書面(1)７頁）。しかしながら、弁護人の援助を受ける権利は憲法によって保障されるものであり、その制限は必要最小限度のものでなければならない。訴状２５頁にも記載しているとおり、抽象的なおそれによって侵害することは許容され得ない。

(3) 弁護人の弁護権（憲法３４条前段、刑事訴訟法３９条１項、自由権規約１４条３項ｂ・ｄ）に対する侵害（原告松本の権利侵害）

弁護人は弁護権を有する。そして、本件Ｔシャツは依頼者である原告Ａを援助するものであるから、原告松本の弁護権の行使であるといえ、本件Ｔシャツの没収は、原告松本の弁護権を侵害している。

被告は、本件Ｔシャツの着用の制限は原告松本の弁護権を侵害しないなどと縷々主張するが、いずれの主張も当を得ないものであることは、既に原告Ａについて述べたとおりである。

(4) 上記防御権に密接に関連する表現の自由の侵害

被告は、本件Ｔシャツについて、次のように述べる。

「本件Ｔシャツを留置施設で着用することは、周りに対してメッセージ性が強く、場内の平穏を乱すおそれがある」（答弁書９頁）

「本件Ｔシャツのようなメッセージ性のある物品の差し入れ」（同１１頁）

すなわち、被告は、本件Ｔシャツの文言・内容に着目して、本件Ｔシャツの着用制限を行ったことを認めている。

訴状でも記載したとおり、原告Ａは、取調べを拒否するという意思の表現手段として、本件Ｔシャツを着用しており、本件Ｔシャツに記載された文言は、原告Ａの意思表明の核心的部分である。そして、その意思表明は、上記のとおり原告の防御権とも密接に関連する。

Ｔシャツの着用は、そのような防御権行使と密接に関連した原告の意思を表明するための手段であり、被拘禁者とその管理者ないし取調官という特殊な関係において、被拘禁者たる原告Ａが、管理者ないし取調官に対して、相対して口頭で明確に発言するには困難を伴う「取調べを拒否します」という意思を明確にする重要な手段なのである。

被告は、そのような本件Ｔシャツのメッセージ性及び表現行為性を十分に理解したうえで、原告Ａから本件Ｔシャツを取り上げており、被告が、防御権と密接に関連する表現の自由を侵害していることは明らかである。

そして、被告も、本件において、表現の自由等の権利制限が問題となることを前提に主張していることからすれば（被告準備書面(1)１１～１３頁）、被告は、原告Ａから本件Ｔシャツを取り上げた行為が、原告Ａの表現の自由等の制限に該当することは認めていると解される。

(5) 小括

以上のとおり、本件Ｔシャツの没収は、憲法上、刑事訴訟法上の重大な権利を侵害しており、その侵害の程度は大きいものであると

いえる。

第２　本件Ｔシャツの留置施設内での着用を認めても「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」は具体的には認められなかったこと

１　留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がなかったこと

⑴　被告は、上記第１の１のとおり、自弁物品の使用が「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」（被収容者処遇法１８７条）に当たり、同法１９４条２項１号により自弁物品を領置する場合に国賠法上の違法が認められるのは、具体的事情の下で、当該物品の使用を許せば、合理的な根拠に基づき、同法２１１条２項各号に列記された遵守事項が遵守されている状態を維持できなくなるおそれがあり、その防止措置を執ることが現実的に困難な場合に当たるとした留置業務管理者の判断が、その裁量権を逸脱し又はこれを乱用したと認められる場合である旨主張する（被告準備書面⑴７～８頁）。

しかしながら、同法２１１条２項は、同項各号の事項を具体的に定めることを留置業務管理者に要求する規定であり、同項各号の事項そのものが被留置者の遵守事項となるわけではない。被告の主張は、大阪府羽曳野警察署における具体的な定めを提示することなく、同項各号の事項そのものを遵守事項として主張するものであるから、失当である。

また、被告は、遵守事項の不遵守を、その不遵守の内容を問わずに「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」（同法１８７条）に結び付けているが、この点も誤りである。

上記第１の２⑴アのとおり、最高裁昭和５８年判決に照らせば、留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生じる相当の蓋然性がなければ、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」に当たることはない。遵守事項の不遵守は、必ずしも留置場内の規律及び秩序の維持上放

置することができない程度の障害に当たるものではないので（たとえば、形式的な不遵守や軽微な不遵守、一時的なものに過ぎない不遵守であれば、そのような障害とはいえない。）、遵守事項の不遵守が常に、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」に結びつくものではないのである。

(2) 以上の点を措いても、以下のとおり、本件Ｔシャツの着用を認めても、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」があったとはいえない。

被告は、大阪府羽曳野警察署留置管理業務者が「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」（同法１８７条柱書）に当たると判断したことは合理的であることの根拠として、「本件Ｔシャツに対して、否定的な反応を示す者がいる中、現に本件Ｔシャツによって、連鎖的な私語を誘発することとなった同署留置施設において、再び他の被留置者の目に本件Ｔシャツが触れることとなれば、否定的な意見を持つ者が、本件Ｔシャツの着用者を揶揄したり、誹謗中傷したりするような不穏な発言等をし、それをきっかけとする被留置者間での論争・トラブルが発生する具体的なおそれがあったといえる」と主張する（被告準備書面(1)９～１０頁）。

被告の論理の流れを図示すると、次のようになると解される。

A①本件Ｔシャツに対して、否定的な反応を示す者がいた。 ②本件Ｔシャツによって、連鎖的な私語が誘発された。

↓

B　再び他の被留置者の目に本件Ｔシャツが触れることとなれば、揶揄・誹謗中傷のような不穏な発言等がなされる。

↓

C　それをきっかけとする被留置者間での論争・トラブルが発生する。

「風が吹けば桶屋が儲かる」のような図式であるが、このＡ～Ｃは、下記のとおり、十分な根拠がないかあるいは論理の飛躍が含まれている。

(3)　まず、Ａ①についてであるが、被告が主張する否定的な反応を示す者がいたということの根拠は、大阪府警察で、本件Ｔシャツと同種のＴシャツの交付を受けた被留置者が「こんなＴシャツ、着れないな」と述べたということである（被告準備書面(1)９頁）。しかし、本件とは別の機会のことであり、しかも羽曳野警察署での出来事でもないから、原告松本が原告ＡにＴシャツを差入れようとしていた当時、本件Ｔシャツに否定的な者が羽曳野警察署の留置施設に現にいたという根拠にはならない。そもそも、どこの警察署であれ、そのような出来事があったこと自体の証拠はなく、出来事が実際に存在したかどうか自体が疑わしい。そもそも、仮に被告の主張を前提としても、この被疑者は、自らがこのＴシャツを着ることを拒否したに過ぎず、このＴシャツそのものやこれを着る者に対して否定的であると考える根拠はない。このＴシャツは、人によっては、捜査官や留置官の反発を招くのではないかといった懸念を抱いて着用しないと判断することがあり得るものであるが、そのことは本件Ｔシャツそのものやこれを着る者に対して否定的であることとは全く異なる。

また、被告は、２０２４年１１月２１日に、羽曳野警察署留置施設において、原告Ａとは別の被疑者が、原告松本が差入れした本件Ｔシャツと同種のＴシャツの「こんなん着れません」という意向を示したため、同日中に宅下げを行ったということも、否定的な反応を示す者がいる根拠として主張する（乙８、９。被告準備書面(1)９頁）。この被留置者とは、原告第１準備書面８頁第２の２に記載したＹのことであると思われるが、被告の主張する事実関係自体が誤っている。実際の経緯は、Ｙの弁護人であった原告松本がＴシャツを差し入れた後にＹと接見した結果、取調べを拒否しない選択をすることにしたため、Ｔシャツの着用の必要がないと判断した原告松本からＹにＴシャツの宅下げの手続をとるように伝えたというもの

であって、ＹがＴシャツを着ることを拒否した事実はない。なお、仮にＹがＴシャツを着ることを内心躊躇していたとしても、Ｔシャツそのものやこれを着る者に対して否定的な考えを有していたと考える根拠はないことは、上で述べたところと同様である。

乙１に記載された被留置者の反応の中に本件Ｔシャツに対して否定的な反応はひとつも見出せない。むしろ、本件Ｔシャツに対して否定的な者は存在しなかった可能性の方が高いとさえいえる。

次に、Ａ②についてであるが、実際の状況は、原告第１準備書面８頁のとおりであり、連鎖的に私語が誘発されたということはなかった。乙１の内容を前提としても、記載されているのは、１号居室２号居室の被留置者の「なんなんそのシャツ、それめっちゃええやん」、「俺も欲しいわ、そんなシャツ」と言った声が聞こえ、３号居室の被留置者も、「そのシャツ僕ももらいました」と述べていたということだけである。さらに、乙１には、「騒ぎになることはなかった」とも明記されている。被告は、「連鎖的に」私語が発され、「一瞬ざわついた状況になった」と主張するが（被告準備書面(1)９頁）、乙１に記載された言葉はそれぞれ単発的なものである（乙１は、「それぞれが口々に反応を示す」という散発的な反応であったことを示す表現もしている。）から、「連鎖的に」私語が起きたとする根拠にはならないし、「騒ぎになることはなかった」と明記されているのに「ざわついた状況になった」と評価するのは、証拠に反した牽強付会である。Ａ②は、証拠に反しているか、少なくとも証拠を無理に評価した事実を主張するものというほかない。

以上のとおりであるから、Ａ①・②は、ともに根拠がなく、そのような事実があったとは認められない。

(4) 仮にＡ①・②の事実が認められるとしても、そのことによりＢの揶揄・誹謗中傷のような不穏な発言等がなされるという論理には重大な飛躍がある。被告が主張するＡ①・②の反応の中に揶揄・誹謗中傷のような発言は一切含まれておらず、被告が主張するような不穏当な発言に発展するという具体的な根拠は何もない。むしろ、被留置者らは、本件Ｔシャツを目の当たりにしても、揶揄や誹謗中傷

などせず騒ぎにならない程度の反応しかしなかったのであるから、再び他の被留置者の目に本件Ｔシャツが触れたとて、そのような不穏当な発言が起こる可能性は低いと考えるのが自然である。

揶揄や誹謗中傷を受ける可能性があるとすれば、本件Ｔシャツを着る原告Ａのみであるが、本件Ｔシャツの文言は、他者に対する攻撃的・威圧的・侮蔑的な文言、非倫理的表現等を含まないのであるから、本件Ｔシャツやその着用者に対して否定的意見を持つ者がいたとしても、あえて原告Ａに対して揶揄や誹謗中傷までして攻撃しようとする動機が生じるとは考えがたい。もともと、原告Ａは、大阪府羽曳野警察署留置場内で、他の被留置者から揶揄や誹謗中傷を受けたこともない。

Ｔシャツのメッセージを見て他の被留置者が反応を示すこと自体は、本件Ｔシャツに限られない。世の中には、メッセージ性が込められたＴシャツ、ふざけた文字が書かれたＴシャツ、キャラクターが描かれたＴシャツ等様々なＴシャツが存在する。これらのＴシャツを差し入れたとしても、他の被留置者が目にし、揶揄・誹謗中傷に及ぶなどした結果、留置管理に支障が生ずるといったトラブルに発展することは考えがたい。本件Ｔシャツも、こうした他のＴシャツと変わるところはないのだから、本件Ｔシャツに限って被告が主張する揶揄や誹謗中傷の可能性が具体的に認められるなどということはあり得ないのである。

仮にＡ①・②の事実が認められるとしても、揶揄・誹謗中傷のような不穏な発言等がなされる具体的な蓋然性はない。

(5) さらに、仮にＢの揶揄・誹謗中傷のような不穏な発言等が発生したとしても、そのことによりＣの論争・トラブルが起きるというのは更なる飛躍がある。

ここでいう論争・トラブルとは、被収容者処遇法２１１条２項２号の「粗野若しくは乱暴な言動」に当たるものとして被告が主張しているものであるから、軽い言い争いなどは含まれない。被告が引用する逐条解説書も、大声での争論、威圧的な言動などを例としている（乙６－７。被告準備書面(1)８頁）。

原告Ａは居室に独居していたのであるから（乙７）、居室内で論争・トラブルが起こることはあり得ない。もしあり得るとすれば、移動や洗面の際の廊下のみであるが（乙７）、被留置者が廊下にいる時間はごく限られているし、他の被留置者と廊下で言葉を交わし得る時間はさらに短い。当然ながら、廊下は留置担当官の監視下にあり、見回りも行われている。このような状況下で具体的にどのようにして、大声での争論、威圧的な言動のような揉め事が起きるというのか、想像しがたいことである。被留置者にとっても、たかだか風変わりなＴシャツ１枚のために、処分を受けるリスク（被収容者処遇法２１２～２１４条参照）を冒してまで、そのような揉め事を起こすべき理由はない。被告は、揶揄・誹謗中傷等をきっかけに論争・トラブルが発生する具体的なおそれがあると主張するが、論争・トラブルの発生する具体的なシチュエーションを示すことはできていない（原告Ａが揶揄・誹謗中傷等を受ける具体的なシチュエーションも示せていない。）。被告の発想は抽象的で飛躍しており、具体性を欠いた空想に基づくこじつけとしかいいようがない。

付言すると、本件とは別の事案においても、何らかのトラブルが生じたとの報告はない。２０２４年１０月末頃、原告松本は、大阪府平野警察署の留置施設に留置されていた被留置者に本件Ｔシャツと同種のＴシャツを差し入れた。同人は、何日にもわたって留置場内でそのＴシャツを着用し、大阪府警察本部が管轄する検察庁の地下留置施設にもそのＴシャツを着用して行った。だが、原告松本は、当該被留置者や警察官から、そのＴシャツを着用したことによってトラブルがあったという話は聞いていない。原告松本が当該被留置者から聞いた話では、Ｔシャツについて他の被留置者からは何も言われなかったとのことである。その他の警察署の留置施設でも、原告松本が本件Ｔシャツと同種のＴシャツを差し入れ、これを着用していた者がいるが、このときも、被留置者や警察官からトラブルがあったとの報告はなかった。

実際、被告は、大阪府平野警察署及び大阪府福島警察署で原告松本から本件Ｔシャツと同じメッセージが記載されたＴシャツが留

置施設に差し入れられ、当該Ｔシャツを被留置者が着用していたが、留置施設内では騒動等が発生した記録がないことを認めている（被告準備書面(2)５～６頁）。

なお、被告は、福岡高裁平成２年１２月２０日判決の説示を引用し、留置施設内では被留置者間で論争・トラブルが発生する一般的危険がある旨主張する（被告準備書面(1)８頁）。しかし、この判決の説示には、心理学上の研究成果等の裏づけが何ら存在せず、刑務所内の在監者に対する偏見を縷々述べるものでしかないので、そもそも参照価値がない（経験則として認められない。）。また、この説示は刑務所内の受刑者について述べるものであるところ、警察署の留置施設に留置される者は未決拘禁者であり、その精神状態等は刑の確定した受刑者とは自ずから異なる（一般的には、刑の確定した受刑者の方が、不平、不満といった感情は高まりやすいであろう。）。よって、この説示の内容は、本件に当てはまるものでもない。そもそも、この説示は、あくまでも「一般的危険」を述べるものであり、本件の事実関係に照らせば、具体的な危険性はないことはすでに詳述したとおりである。したがって、この判決から、本件の留置施設内で論争・トラブルが発生する危険性があったということはできない。

以上のとおり、揶揄・誹謗中傷等をきっかけに論争・トラブルが発生する具体的なおそれがあるという被告の主張は飛躍しており、論争・トラブルが発生する相当な蓋然性があるものとはいえない。

(6) 以上のとおりであるから、被告の主張するＡ～Ｃの論理の流れは破綻しており、被告のいうような「合理的な根拠に基づき、同法２１１条２項各号に列記された遵守事項が遵守されている状態を維持できなくなるおそれ」があるとは到底いえない。

(7) したがって、本件Ｔシャツの着用を認めても、留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があったとはいえず、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」（同法１８７条）には当たらない。

2 留置施設の規律及び秩序を維持するための有効な防止措置を執る

ことが現実的に困難であったとはいえないこと

被告は、被留置者の私語が、連鎖して一斉に広がれば、私語を止めるように指示しても留置場内が騒然として収拾が付かなくなる可能性があり、留置業務管理者等による指示は、必ずしも有効な防止措置にはなり得ないと主張する（被告準備書面(1)１０頁）。

しかし、区切られた居室に１人ないし２人ずつの人数で被留置者が留置された環境で（乙７）、私語が連鎖して一斉に広がるというのは一体いかなる状況を想定しているのか、理解が困難である（上記第２の２(3)のとおり、乙１の記載をみても、単発的・散発的の発言しか見当たらず、むしろ騒ぎは起きなかったことが明記されている。）。たかだかＴシャツの文字を見ただけで、警察官が指示しても騒然として収拾がつかないというあたかもパニックのような状態が生じるというのは最早意味不明である。万が一、いくらか私語が生じたとしても、短時間で収まるであろうし、警察官の指示を受けつけないような異常な状態になることは想定できない。警察官の指示によっても対処できないような障害が生じるようなことは考えられず、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員が本件Ｔシャツを取り上げる必要など全くなかった。被告の主張には理由がない。

また、被告の主張を前提としても、被告は、原告には自弁の物品を使用できる権利が原則としてあり、本件Ｔシャツの着用が、原告の表現の自由、黙秘権行使、弁護人の弁護を受ける権利等の各種重要な権利に関係することを踏まえ、原告Ａからできる限り本件Ｔシャツを取り上げずに、かつ、本件Ｔシャツを他の被収容者の目に触れさせない方法という必要かつ合理的な手段を検討しなければならなかった。

具体的には、原告Ａは、本件Ｔシャツをジャージの下に着用していたのであるから、原告Ａが、留置場内の他の被留置者から見える場所を歩くときには、ジャージのチャックを必ず上まであげ、本件Ｔシャツの文字を他の被収容者に見せないように指示することができた。

他にも、原告Ａが、留置場内を歩くときには、本件Ｔシャツの文

字部分が他の被留置者に見えないように歩かせる、留置管理課職員が他の留置者からの目線を塞ぐように歩かせるなどの容易に採りうる別の方法があった。

被収容者処遇法は、留置業務管理者等に対し、被留置者の生活及び行動についての指示権を与えたのであるから(同法２１１条３項)、羽曳野警察署留置管理課職員は、この権限を適切に活用して、被収容者の防御権を尊重した措置（同法３１条）を執らなければならなかったのである。

それにもかかわらず、被告は、安易に本件Ｔシャツを原告から取り上げているという乱暴な手段を講じており、障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲の措置であったとは到底いえない（同法２１０条２項参照)。

以上のとおり、被告の想定する状況自体に無理がある。仮に私語等が生じるとしても、より穏当な手段（指示）により防止することは可能であったし、そうすべきであった。したがって、「留置施設の規律及び秩序を維持するための有効な防止措置を執ることが現実的に困難」(被告準備書面(1)１０頁)であったなどということはできず、この点からも、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」（同法１８７条）はなかったといえる。

3　障害発生の相当の蓋然性があるとする判断に合理的根拠がなく、また、本件Ｔシャツの取上げという方法を選択した判断にも合理性がないこと

(1)　障害発生の相当の蓋然性があるとする判断に合理的根拠がないこと

上記第１の1(2)で述べたとおり、原告Ａに本件Ｔシャツを留置場内において着用させても、留置場内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生じる相当の蓋然性があるとは到底いえなかった。

加えて、被告が障害発生の相当の蓋然性があるとする判断の過程は、無根拠であったり論理に飛躍があったりするものであったのであるから（上記第１の２(2))、被告は合理的根拠なく判断をしたもの

といえる。

(2) 原告Aから本件Tシャツの取上げという方法を選択した判断に合理性もないこと

大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、原告松本が差し入れた本件Tシャツ（甲1、甲16）と通告書（甲2の4）を目にしており、そのことを本部留置管理課及び羽曳野署留置管理業務者に報告しているから（答弁書8頁）、本件Tシャツを差し入れる目的が原告Aの黙秘権行使にあることを当然に認識していたはずである（加えて、原告松本は通告書（甲2の3）を大阪府羽曳野警察署留置管理課長宛にファクスもしている（訴状11頁）。

言うまでもなく、黙秘権は、被疑者の防御権にとって最も重要な権利の一つであるから、本件Tシャツの所持、着用を制限するに当たっては、極めて慎重な判断が要求される。大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、原告Aによる差入れ等を通じて、本件Tシャツの利用目的を理解していたにもかかわらず、上記第2の2のとおり、障害の発生を防止する方法としては、被収容者処遇法211条3項の指示権を適切に行使するという方法を採ることなく、本件Tシャツを着用していた原告Aから本件Tシャツを取り上げ、本件Tシャツの利用を不能にするという原告Aの権利を最大限侵害する方法を選択した。

このような被告の判断は、原告Aの防御権を正しく考慮しないものというほかなく、合理性はない。

第3 答弁書第3の3(5)「本件Tシャツの対応検討結果」に対する認否及び反論

1 認否

答弁書第3の3(5)「本件Tシャツの対応検討結果」は否認する。

2 否認の理由

大阪府警察本部留置管理課が、大阪府警察の各警察署の留置管理課の担当者に対して、取調室に本件Tシャツのようなメッセージ性のあるTシャツを持ち込むことは可能であると連絡し、この連

絡を受けた羽曳野警察署留置管理課が、２０２４年１２月１８日、場外保管としていた本件Ｔシャツの保管場所を、いつでも持ち出し可能な場内保管庫へと保管場所を変更する区分変更を行ったとの主張は俄かには信用できない。原告松本にも原告Ａにも、取調室に本件Ｔシャツを持ち込むことは可能であるとか区分変更をしたとかいったことは一切知らされなかったからである。

同月１１日、原告松本は、羽曳野警察署留置管理課長等に対して、通告書（甲２の１～４）をファクシミリで送信し、原告Ａの取調べ拒否・黙秘権行使の意思を明らかにした。翌１２日、原告松本は、大阪府警本部長及び大阪府警本部留置管理課宛に、抗議申入書（甲３）をファクシミリで送信し、早急に本件Ｔシャツを原告Ａに返却し、本人の希望があれば着用させるよう求めた。また、同月１７日、原告松本は、大阪府警本部留置課職員に対し、電話で、取調室での本件Ｔシャツの着用を認めてほしい旨告げ、取調室で着用できるかについて回答を求めた。さらに、被告が区分変更を行ったと主張する同月１８日より後の日である同月２０日にも、原告は、本部留置課職員と電話で会話をし、取調室での本件Ｔシャツの着用を認めてほしい旨述べるとともに、取調室では貸してもらえるのか質問した（甲１７・３頁）。（訴状１０～１１頁、原告第１準備書面５、９～１０頁。以上については、被告も大筋では認めている。答弁書２～３、１０～１１頁）

以上の経緯からすれば、原告松本及び原告Ａが、取調べ拒否・黙秘権行使のために本件Ｔシャツの（特に取調室での）着用を希望しており、また、それが可能かの確認を求めていることは被告にとって明らかであった。原告Ａは、本件Ｔシャツを領置される際、危険物扱いになる旨を告げられただけではなく（争いなし。答弁書９頁、原告第１準備書面５頁）、２０２４年１２月２０日、大阪府警察本部からの回答として、「保管した上であの着用させないということになっております」と告げられた（甲１７・１頁）。

原告Ａ及び原告松本は、大阪府警察本部ないし羽曳野警察署が改めて着用可能との判断を示さない限り、取調室での着用も含め本

件Ｔシャツを一切着用することができないと考えるのは当然であった（同法１９３条１項６号、１９２条１項３号参照）。被告は、留置場内で着用できないと伝えたのであって、取調べ等の際に着用できないと伝えたことはなかったと繰り返すが（準備書面(1)１２頁、準備書面(2)３頁）、詭弁というほかない。原告松本及び原告Ａは、取調室での着用を許す判断がなされたということが告げられなければ、本件Ｔシャツを着用することができるとは思い至ることができない状況だったのである。

そのような状況下において、本当に、大阪府警察本部が取調室への持ち込みは可能であるとの判断を示し、これを受けた羽曳野警察署留置管理課が取調室への持ち込みを前提とした区分変更を行っていたというのであれば、原告松本にも原告Ａにもそれを知らせなかったというのは理解しがたい。羽曳野警察署留置管理課職員は、わざわざ、本件Ｔシャツが取調室へ持ち込まれる際の事務負担軽減のために区分変更を行ったというのに（準備書面(2)４頁）、そこまでしておきながら、なぜ原告Ａにも原告松本にも本件Ｔシャツが取調室に持ち込めると教えなかったのであろうか。羽曳野警察署留置管理課職員は、被留置者である原告Ａと日頃から顔を合わせていたのであるから、原告Ａに一言声を掛けて教えれば済むことだったはずである。

また、大阪警察本部刑事総務課は、同月１８日より前に、取調室にメッセージ入りＴシャツを持ち込むことは可能であると通知していたという（乙５。準備書面(2)５頁）。そうであるなら、大阪警察本部留置管理課職員も、取調室にメッセージ入りＴシャツを持ち込むことは可能であると認識していたはずである（被留置者の物品の使用に関する事柄を、留置管理課との意思連絡なく刑事総務課のみで判断するとは考え難い。また、警察署の留置管理課に通知したことを、本部の留置管理課にだけ知らせていないということも考えられない。）。また、区分変更は本部吉岡補佐に対する質疑に基づき行われたというのであるし（乙５）、大阪府警察本部留置課は、羽曳野警察署と本件について連携して対応していたと

いうのであるから（乙４・３頁）、区分変更後は、羽曳野警察署から大阪府警本部留置課にそのことの報告もあったはずである。したがって、大阪府警本部留置課職員も、少なくとも同月２０日の原告松本との電話の際には、取調室への持ち込みが可能であることや区分変更されたことを伝えることができたはずである。しかし、実際には、大阪府警本部留置課職員は、原告松本から本件Ｔシャツを取調室で着用することが可能か問われても、即答できないなどと述べるだけであった（甲１７）。

以上のとおり、本当に取調室に本件Ｔシャツを持ち込むことは可能であると判断がなされ、また、区分変更が行われていたのであれば、羽曳野警察署留置管理課職員及び大阪府警察本部留置課職員は、原告松本または原告Ａにそのことを知らせるのが当然であり、それをしなかったというのは不自然である。また、被告は、乙５記載の各通知は既に廃棄され存在しないとしており（準備書面(2)４～５頁）、被告の主張を裏付ける証拠もない。よって、被告の主張は信用し難いといわざるを得ない。

乙５は、作成者とされる羽曳野警察署留置管理課職員の意思に基づき作成されていない疑いがあるので、真正について争う。

第４　本件Ｔシャツを取調室での着用が可能であるとの判断をしたのであれば、原告らにそれを告知しなかったことが違法であること

もし、被告の答弁書第３の３(5)の主張が真実なのであれば、被告は、原告らに対し、本件Ｔシャツを取調室での着用が可能とされたことを告知しなければならなかった。

すなわち、被収容者処遇法１８７条の規定による物品の使用を許さない処分については、必ず被留置者に対して告知がなされなければならない（同法２２９条１項１号、同２項。『逐条解説刑事収容施設法（第３版）』（甲１８）８２４頁参照）。この告知は、不服申立ての前提になるものであるから、不服申立てをするために十分な情報が告知される必要がある。したがって、領置された物品について使用できる範囲を変更する場合は、改めてそのことが告知される必要があると解される。物品を

使用できる範囲によって、被留置者が不服申立てをするか否かの判断は変わり得るし、不服申立てをする場合には主張する内容も変わり得るからである。

また、同法１８０条１項１号は、被留置者に対し、留置の開始に際し自弁に関する事項を告知しなければならないとし、同項後段は、被留置者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。さらに、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則１条２項は、上記の告知の後、自弁に関する事項について変更があった場合、留置業務管理者は、被留置者に対し、「速やかに」「書面」により、変更に係る告知事項を提示するものと規定する。これらの規定に照らしても、領置について事情変更がある場合、再告知がなされなければならないことが求められていると解すべきである。

さらに、同法３１条は、未決拘禁者の処遇に当たっては、その防御権の尊重に特に留意しなければならないとしているのであるから、領置された物品が本件Ｔシャツのように防御権の行使のため用いられるものである場合は、告知はより一層強く要請されることとなる。

そもそも、誤った判断を是正したのであれば、その誤った判断により無用に権利を制限されていた者に対してそれを告知すべきことは当然のことであり、信義則上の義務でもあるというべきである。

上記第３の２のとおり、羽曳野警察署留置管理課職員は、原告Ａに対して、本件Ｔシャツは危険物扱いになる旨告知したのであるから、原告Ａ及び原告松本は、大阪府警本部ないし羽曳野警察署が改めて着用可能との判断を示さない限り、取調室での着用も含め本件Ｔシャツの一切用いることができないと考えるのが当然であった（同法１９３条１項６号、１９２条１項３号参照）。

実際、羽曳野警察署留置管理課職員は、本件Ｔシャツを取調室に持ち込むことが可能であるとの判断がなされた後、取調室に本件Ｔシャツを持ち込む際の事務負担軽減のために乙Ｂ区分に保管庫の変更をしたというのだから（準備書面(2)４頁）、羽曳野警察署留置管理課においても、この判断の前は、本件Ｔシャツは取調室にも持ち込めないことが前提になっていたことが明らかである。

そうであるなら、答弁書第３の３(5)のとおりの事実があり、羽曳野警察署留置管理課職員が取調室に本件Ｔシャツを持ち込むことが可能であるとの判断に至ったのであれば、本件Ｔシャツを使用できる範囲が当初告知された内容から変更されたということであるから、改めてその告知がなされなければならなかったのである。

しかし、被告はこの告知を怠っており違法であり、裁量権を逸脱、濫用したといえるので、国賠法上の違法も認められる。

第５　被告の違法行為により、原告Ａが本件Ｔシャツを利用できなくなり、原告らの権利利益が侵害されたこと

上記第４のとおり、被収容者処遇法１８７条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」には当たらず、被告が本件Ｔシャツを取り上げたことは違法である。そして、本件Ｔシャツを取り上げられた結果、原告Ａは、本件Ｔシャツを留置場でも取調室でも着用することができなくなった。被告は、留置場内で着用できないと伝えたのであって、取調べ等の際に着用できないと伝えたことはなかったというが（準備書面(1)１２頁、準備書面(2)３頁）、これが詭弁に過ぎないことは前述第４の２のとおりである。

また、上記第４のとおり、もし、本件Ｔシャツを取り上げた後、羽曳野警察署留置管理課職員が、取調室の着用は可能であるとの判断に至っていたのであれば、それを原告らに告知しなかったことは違法である。この告知がなされていれば、原告Ａは、少なくとも取調室では本件Ｔシャツを着用することができていたのに、被告が違法に告知をしなかったために、その機会を奪われたのであった。

以上のとおり、被告の違法行為により、原告Ａは本件Ｔシャツを着用することができなくなり、原告らの権利（訴状１２頁以下記載の被侵害利益）が侵害された。原告Ａは、被告に本件Ｔシャツを奪われた２０２４年１２月１１日から起訴日である同年１２月２４日まで（勾留の執行停止により出場していた２０２５年１月２７日午前１１時３０分から同日午後５時までを除く。）継続して本件Ｔシャツを着用できない状態に置かれ、その後も、原告Ａが大阪拘置所に移送された同年３月４日までは

本件Ｔシャツを着用することができない状態は続いた。権利侵害の度合いは強度であった（なお、勾留の執行停止後の再収容の際に原告Ａは本件Ｔシャツを持参しなかったが、それも被告の違法行為により本件Ｔシャツを着用できない状態に置かれていたためであるので、自ら本件Ｔシャツを着用する権利を放棄したことにはならない。）。

なお、被告は、原告Ａ自身が本件Ｔシャツの着用を要望しなかったのだと言い募る（答弁書１２頁、準備書面(1)１２～１３頁、準備書面(2)３頁）が、原告らは、上記第４のとおり、被告が本件Ｔシャツを危険物扱いすると告知したことにより、原告Ａ及び原告松本は、大阪府警本部ないし羽曳野警察署が改めて着用可能との判断を示さない限り、取調室での着用も含め本件Ｔシャツの一切用いることができないと考えるのが当然の状況に置かれていた。原告松本が、２０２４年１２月１７日及び２０日に、大阪府警察本部留置管理課職員に対し、電話で取調室での着用は可能か回答を求めても、回答は得られなかった。そのような状況下で、原告Ａ自身が改めて着用の要望をしなかったのは当然のことでしかない。原告松本は原告Ａの弁護人として、原告Ａの防御のために留置管理課に原告Ａが本件Ｔシャツの着用の希望を伝えていたのであるから、原告松本の問い合わせは、原告Ａによる本件Ｔシャツ着用要望と同視すべきである。

第６　求釈明

被告は、本件Ｔシャツについて、被収容者処遇法１８７条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある」ため危険を生じるおそれがある物品として、留置場内で着用できないと判断し、領置することとしたと主張する（答弁書８頁、準備書面(2)４頁）。

ところで、本件Ｔシャツは、原告松本が持参して原告Ａに差入れしたものであるから、同法１９１条３号の「被留置者に交付するため当該被留置者以外の者が留置施設に持参し、又は送付した現金及び物品」に当たる（同条１号・２号には当たらない。）。

よって、羽曳野警察署留置業務管理者は、もし本件Ｔシャツが「被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれが

あるものであるとき」に当たるのであれば、差入人である原告松本に引取りを求めなければならず（同法１９３条１項１号）、これを領置することはできなかった（同法１９４条２項１号、同条１項２号）。なお、原告松本は、本件Ｔシャツの引取りを求められていない。

しかしながら、被告は、上記のとおり、本件Ｔシャツについて、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある」（同法１８７条）と主張しており、この主張と「被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき」（同法１９３条１項１号）という要件との関係が明らかでない。

よって、原告は、被告に対し、本件Ｔシャツが「被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき」（同法１９３条１項１号）に当たると主張するのか、あるいは、当たらないと主張するのか、釈明を求める。理由も付して回答されたい。

以上